

令和8年度 利用券補助事業実施要項

1. 目的

対象施設の食事(宴会及びテイクアウト商品を含む。)及び会議室の利用料の一部を助成することで組合員の元気回復を図る。

2. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 対象施設

公立学校共済組合高知宿泊所「高知会館」

4. 補助対象者

公立学校共済組合高知支部の組合員とする。

なお、次の者については補助対象者に含めないものとする。

- ・任意継続組合員
- ・利用する日において組合員資格を喪失している者

5. 補助金額

利用料1,000円につき500円を補助する。1回当たりの補助金額は2,000円を限度とする。

ただし、公務での利用はできないものとする。

6. 補助の上限

実施期間内における補助金額の上限は、組合員1人当たり3,000円とする。

7. 利用方法

補助対象者は、対象施設のフロントで利用券の発券を希望する旨を申し出たうえで本人確認書類等(※)を提示する。

対象施設は、提示された本人確認書類等により利用券を発券し、補助対象者に補助金額の確認及び確認署名(サイン)を求める。

なお、「利用券(団体利用)」の場合は、代表者の本人確認書類等をフロントに提示する。

対象施設は、利用料から補助金額を差し引く。

※ 本人確認書類等・・・

(氏名、性別、生年月日)を確認できる書類等

【例】運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード、マイナポータルの資格情報画面、資格確認書など